

経済産業省

20151023貿局第1号
輸入注意事項27第19号
経済産業省貿易経済協力局

「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」の規程を次のとおり制定する。

平成27年11月11日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」の制定について

「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」(平成27年11月11日付け輸入注意事項27第19号)を次のとおり制定し、平成30年1月1日から施行する。

特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について

平成27年8月6日付け経済産業省告示第159号（水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けなければならない貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）により、下記1に掲げる特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成30年1月1日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けなければならない貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の第二号に掲げる水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第1項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品（別紙に定めるもの（以下「特定水銀使用製品等」という。））

2 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通
- ② 申請理由書（別紙様式） 1通
- ③ 輸入契約書又は輸入契約を証するに足る書類の写し 1通
- ④ 特定水銀使用製品等の水銀含有量を確認できる資料 1通
- ⑤ その他必要があると認められる書類

(2) 申請書の提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

3 輸入承認基準

輸入承認申請が上記2に従って行われたものであることを確認の上、下記条件に基づき、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行う。

- ① 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- ② 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- ③ 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器
- ④ 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- ⑤ 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

別紙

特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品

	規制開始日
(1) 電池（次に掲げるものを除く。）	平成 32 年 12 月 31 日（ボタン電池であるアルカリマンガン電池）
	平成 30 年 1 月 1 日（上記以外の電池）
イ 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の 1 パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）	—
ロ 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の 2 パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）	
(2) スイッチ及びリレー	平成 32 年 12 月 31 日
(3) 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管 1 本当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 30 ワット以下のものに限る。）	平成 30 年 1 月 1 日
(4) 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1 個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 60 ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの ロ 1 個当たりの水銀の含有量が 10 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 40 ワット以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	平成 30 年 1 月 1 日
(5) 一般照明用の高圧水銀ランプ	平成 32 年 12 月 31 日
(6) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1 個当たりの水銀の含有量が 3.5 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 500 ミリメートル以下のもの ロ 1 個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 500 ミリメートルを超え 1500 ミリメートル以下のもの ハ 1 個当たりの水銀の含有量が 13 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 1500 ミリメートルを超えるもの	平成 30 年 1 月 1 日
(7) 化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが	平成 30 年 1 月 1 日

	目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。)	
(8)	動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤(エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム(別名チメロサル)を有効成分とする保存剤(エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等(水銀による環境の汚染の防止に関する法律第1条に規定する水銀等をいう。)を含むものを除く。)であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品及び第9項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。)	平成30年1月1日 (二・七ージプロモ一四一ヒドロキシ水銀フルオレセイン二ナトリウムを有効成分とする消毒剤(以下「マーキュロクロム液」という。)を除く。)
		平成32年12月31日 (マーキュロクロム液)
(9)	気圧計(電気式のものを除く。)	平成32年12月31日
(10)	湿度計(電気式のもの及び(12)イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。)	平成32年12月31日
(11)	圧力計(電気式のもの、230度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量(計量法施行令(平成5年政令第329号)第2条第2号イ(1)に規定する目量をいう。以下同じ。)が5メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。)	平成32年12月31日
	イ 計ることのできる最大の圧力(絶対圧力をいう。ロにおいて同じ。)が1300パスカル以下であって、目量が300パスカル以下のマクラウド真空計	—
	ロ 計ることのできる最大の圧力が66000パスカル以下であって、目量が200パスカル以下のU字管真空計	
(12)	温度計(電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるもの(体温計であるものを除く。)を除く。)	平成32年12月31日
	イ 計ることのできる最高の温度が300度以下のものであって、目量が0.5度以下のもの(ハに該当するものを除く。)	—
	ロ 計ることのできる最高の温度が300度を超え500度以下のものであって、目量が2度以下のもの(ハに該当するものを除く。)	
	ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が200度を超え500度以下のもののうち、目量が2度以下のもの	
(13)	血圧計(電気式のものを除く。)	平成32年12月31日

経済産業大臣 殿

申請者名
認名押印又は署名
住 所
電 話
F A X
担当者名
e - m a i l

輸入承認申請理由書
(特定水銀使用製品等)

当該貨物は、水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（以下「輸入公表」という。）の第二号に該当するので申請します。

1. 輸入貨物の概要

(1) 貨物名、数量等

貨物名	型及び等級 (規格)	数量

(2) 当該貨物の輸入統計品目番号 (HSコード)

(3) 輸入予定時期

(4) 輸入公表に該当する具体的理由

(5) 輸入の承認要件に適合するとした具体的説明

2. 製造業者

製造業者名 _____

住 所 _____

代表者名 _____ 担当者名 _____ (所属)

電話 _____ 内 線 _____ F A X _____
事業内容 _____

3. 輸出者

会社名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____
e-mail _____
事業内容 _____

4. 輸入者

会社名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____
e-mail _____
事業内容 _____

5. 中間取引者

会社名 _____
住 所 _____
事業内容 _____

6. 最終需要者

会社名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____
e-mail _____
保管場所住所 _____
使用工場住所 _____
事業内容 _____
最終用途 (※具体的に記載のこと)

7. 当該貨物の輸入実績 (※過去に同一の貨物を同一の輸入者及び最終需要者に輸入実績のある場合に記載のこと)

輸入者名 :

最終需要者名 :

承認年月日	船積地域	数量	輸入承認番号	備考

8. その他（当該貨物の輸入に関する今後の見通し等）
